

そこが知りたい！

## 国際税務ニュースレター

今回のテーマ： 知的財産とタックス・ヘイブン対策税制  
～EU加盟国のパテントボックス税制を踏まえて～

日本企業のオランダ子会社が、知的財産（IP：Intellectual property）を保有する場合、同国のIP優遇税制を利用できる場合がありますが、日本ではタックス・ヘイブン対策税制（外国子会社合算税制）の適用により、特定外国子会社等のIPから生じる所得が日本で合算課税される可能性があります。

### パテントボックス税制とは

パテントボックス税制とは、特許権など特定の知的財産から生じた所得に対する法人税の軽減を認める租税優遇措置です。研究開発費の税額控除制度とは区別され、イノベーションのライフサイクルの後期段階で知的財産の活用により所得が発生した年に税の軽減が認められます。

各国で異なりますが、オランダが2010年1月に導入したイノベーションボックス税制では、自社で行う研究開発活動により取得した知的財産から生じる所得に対して課される税率は5%にすぎません。対象となる技術が特許権としてオランダ又は外国で登録されていること、特許申請中もしくは特許権を有しない知的財産の場合は、オランダ政府が発行する研究開発証明により知的財産が適格研究開発により形成されたことを立証して、現地で優遇税制を適用することができます。

### タックス・ヘイブン対策税制の適用除外要件における「資産性所得」

平成22年度改正により、特定外国子会社等が合算課税の適用除外要件を満たす場合であっても「資産性所得」については合算課税の対象とされました。

知的財産に関する資産性所得には、特許権、実用新案権、意匠権、商標権および著作権等の使用料がありますが（措法66の6④六）、次の場合には、合算対象となる資産性所得から除外されます。

(1) 特許権等を創出する場合（措令39の17の2①一）

特定外国子会社等が、その研究開発を主として行った場合の当該特許権等の使用料

(2) 特許権等を取得する場合（措令39の17の2①二）

特定外国子会社等が、特許権等の取得につき対価を支払い、かつ、その特許権等を事業（特定事業を除く（措法66の6③））の用に供している場合における当該特許権等の使用料

本改正は、外国子会社が特許権等を独自で創出、もしくは対価を支払い取得した特許権等を事業に活用して稼得する所得であれば合算課税の適用はなく、経済合理性のない外国子会社を利用して日本で運用できる特許権等による所得が海外へシフトすることを回避する趣旨があります。

### 「研究開発を主として行った場合」とは<sup>1</sup>

特定外国子会社等が、研究開発の全部又は一部を他の者に委託する場合であっても、自らがその研究開発に係る企画、立案を行い、その研究開発を実施することの意思決定を行っていること、研究開発の実施が決定した後、委託先に対してその開発方針の指示を行っていること、その研究開発に係る費用負担及びリスク負担を行っていることなどの事実があれば、このような研究開発は「特定外国子会社等が自ら行った研究開発」に該当することを通達で明らかにしています（措法通66の6-18の5）。

<sup>1</sup> 平成22年11月30日付課法2-7ほか1課共同「租税特別措置法関係通達（法人税編）等の一部改正について」（法令解釈通達）」の趣旨説明について



# Grant Thornton

An instinct for growth™

## お見逃しなく！

特定外国子会社等が自ら行った研究開発の成果に係る特許権等とされるには、その事実を明らかにする書類（例えば、当該研究開発についての企画書、社内稟議書、経費に係る証憑類などの書類等）の保存が求められます（措令 39 の 17 の 2⑮かっこ書き）。